



● 国民年金制度とは

- ▶ 国民年金制度は、年をとって生業に携わることができなくなったり、予期しなかった障害や死亡にあった場合に備えて義務的に保険料を出すようにし、老齢・障害・死亡時に、本人や遺族に年金を支給して国民の生活の安定に寄与しようと国家が施行する社会保障制度です。

● 国民年金の義務加入

- ▶ 韓国内に居住する18歳以上60歳未満の外国人は、韓国国民と同等に国民年金の当然適用の加入対象になります。ただし、外国人の母国法が大韓民国の国民に対して国民年金に相応する年金を適用していない場合は、当然適用の加入対象から除外されます。
- ▶ 上の規定にもかかわらず外国人の母国と締結された社会保障に関する協定に他の規定がある場合には、その規定が定めるところによります。

● 年金保険料の負担

- ▶ 会社の加入者は勤労所得を基準にして、勤労者本人と事業主が所得月額4.5%ずつに該当する金額をそれぞれ負担しなければなりません。
- ▶ 地域の加入者は本人の申告(実際)所得月額の9%に該当する金額を負担しなければなりません。  
※ 年金保険料の負担は韓国人と同一で、年金保険料の納付期限は翌月10日までです。

● 給付について

- ▶ 外国人加入者が老齢、障害、遺族年金を受給できる要件に該当する場合には、韓国国民と同じ年金で支給されます。
- ▶ 老齢年金
  - 10年以上加入して60歳になると生涯毎月支給される給与です。ただし、老齢年金を受けることができる年齢は2013年から5年ごと段階的に1歳ずつ延長されて、2033年以後には65歳になります。
- ▶ 障害年金
  - 加入中に発生した疾病または負傷によって治療後も障害が残った時には、障害の程度によって1~3級は年金で、4級は一時補償金として支払を受けます。
- ▶ 遺族年金
  - 加入中または年金を受けている途中で死亡した時には、生計を一緒にしていた遺族が毎月年金の支払を受けます。



▶ 返還一時金

- 外国人に対しては基本的に返還一時金を支給されませんが、次の場合には母国に出国、死亡、60歳になる時にその間納付した保険料に利子を加算した金額が一時金として支給されます。
  - ア. 韓国と外国人の母国間締結した社会保障協定に関連規定がある場合
  - イ. 外国人の母国法が大韓民国国民に返還一時金を支給する場合
  - ウ. 韓国の滞留資格が研修就業(E-8)、非専門就業(E-9)、訪問就業(H-2)に該当する場合

【 返還一時金の支給対象国及び国民年金の適用除外国 】

社会保障協定による支給対象国(5ヶ国)	相互主義による支給国(29ヶ国)	国民年金の当然適用除外国(16ヶ国)
ドイツ、アメリカ、カナダ、ハンガリー、フランス	ベリーズ、グレナダ、ナイジェリア、バルバドス、セントビンセントグレナディン、ジンバブエ、カメルーン、コンゴ、タイ、トーゴ、ベネズエラ、ガーナ、マレーシア、バヌアツ、バミューダ、スーダン、スリランカ、スイス、エルサルバドル、ヨルダン、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、トリニダードトバゴ、フィリピン、香港、トルコ、コロンビア	南ア共和国、ネパール、モルディブ、ミャンマー、バングラデシュ、ベトナム、サウジアラビア、シンガポール、アルメニア、エチオピア、イラン(社会保障協定)、エジプト、トンガ、フィジー、パキスタン、カンボジア

※ 上記の返還一時金支給対象国は、外国人の母国法と社会保障協定により今後変更することもある。

● 返還一時金の請求手続き

▶ 提出書類

- 韓国内請求時(出国前請求)：請求書、パスポート、外国人登録証、通帳(コピー)、航空券(コピー)など
  - 外国からメール請求時(出国後請求)：請求書(居住国の公証機関の公証と韓国領事館や大使館の領事確認必要)、パスポート(コピー)、本人の通帳(コピー)
- ※ 国内代理人を通じて請求する場合は手数料の負担及び不正請求などが発生することがあるので請求を制限したら必ずメールで請求してください。

- ▶ 提出場所：国民年金公団のそれぞれの支社(www.nps.or.kr ⇒ Regional Offices)